

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：小林電建株式会社
(法人番号6170001001157)
業者の住所：和歌山県和歌山市出口中ノ丁18
- 2 指名停止措置期間：令和5年1月25日から
令和5年3月24日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：小林電建株式会社の元取締役は、和歌山県海南市発注の電気工事業務で有利な取り計らいを受けられるよう市の職員に現金を渡したとして、贈賄の罪に問われ、その刑が確定している。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号イ（贈賄）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第3号「抜粋」

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内